

旭川市ごみ適正排出協力員制度実施要領

1 ごみ適正排出協力員制度の目的

ごみの適正な排出や減量，資源化の促進及び生活環境の保全のため，地域でのリーダーとして，また市民と市のパイプ役として活動していただく方を支援するため，ごみ適正排出協力員（以下「協力員」という。）として登録し，市と協働で，効果的に進めていくことを目的とした制度です。

2 登録方法及び定数について

町内会等の代表者から推薦していただき，協力員登録申請書により申請された方を協力員として登録します。ただし，複数名の協力員を置く場合は，代表者を1名選出していただきます。

また，町内会等の推薦者や町内会等がない地域については，市長が必要と認めた方を登録します。

3 協力員の変更・辞退等について

町内会の役員改選等により，協力員に変更等が生じたときは，町内会等の代表者から協力員変更・辞退届を提出していただきます。

4 活動区域について

担当する活動区域は，それぞれの町内会等の区域となります。また，町内会等の推薦者や町内会等がない方は，市長が指定した区域となります。

5 活動内容について

協力員は，次の各号の一部又は全部の中から，地域で必要とする活動を行ってください。

(1) ごみ出しルールに関すること。

- 町内会等の方々にごみ出しルールの周知をお願いします。

※出前講座等の開催もルール等の周知に有効です。

(2) ごみの減量や資源化に関すること。

- 町内会等の方々と協力して，集団資源回収の取組をお願いします。

(3) 地域における環境美化に関すること。

- 春秋の清掃強化期間での地域清掃の取組をお願いします。

(4) 地域住民からのごみに対する意見，要望等の連絡調整に関すること。

- 地域住民からのごみについての意見や要望，ごみステーションの排出状況の改善等，市との連絡調整をお願いします。
- ごみステーションを設置・移設するときは，町内会役員や利用される方々とよく話し合って決定してください。※市に届出が必要です。

(5) ポイ捨て・不法投棄防止に関すること。

- ポイ捨て防止啓発看板等の掲示
- ポイ捨てごみの清掃や見回り活動

※上記の啓発看板の提供や，たすき等の貸出しについては，市に申出ください。

(6) 前各号に掲げるもののほか，この制度の目的を達成するために必要な事項に関すること。

6 活動報告について

前年度分の活動状況報告書を毎年4月末までに提出していただきます。

7 研修会の参加について

協力員の活動を行うにあたっては、必要な知識や手法を身につけていただくとともに、交流や情報交換を図る場になるように研修会を開催しますので、参加をお願いします。

8 身分証の交付について

協力員には、協力員証を交付しますので、活動の際には携帯をお願いします。

9 活動支援について

市では、協力員の活動に対し、次の支援を行います。

- (1) パトロール腕章の貸与
- (2) 啓発チラシやラミネート看板等の作成
- (3) 啓発用たすき等の貸出し
- (4) その他協力員の活動に関する相談、支援等

10 活動時の注意について

- (1) ごみステーションでの、ごみの開封調査は行わないでください。
- (2) 活動上知り得た個人情報等は、絶対他に漏らさないでください。
- (3) ごみの中には危険な物が含まれていることがありますので、けがをしないよう充分注意してください。
- (4) ごみステーションに残された違反ごみを分別する場合も、上記各号の注意事項を遵守してください。